

さいたま市環境影響評価技術指針

平成17年3月25日
(最終改正 平成28年10月1日)

第1 総論

1 趣旨

この技術指針は、さいたま市環境影響評価条例(平成15年さいたま市条例第32号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査を実施するために必要な技術上の指針として、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価(以下「調査等」という。)の方法、環境の保全について配慮すべき事項(以下「環境配慮事項」という。)、環境を保全するために必要な措置(以下「環境保全措置」という。)並びに事後調査の方法等に関する事項を定めるものとする。

なお、この技術指針は、既に得られている科学的知見に基づくものとし、必要があると認めるときは、最新の科学的知見に基づき、これを改定するものとする。

2 基本的事項

(1) 環境影響評価及び事後調査に当たっての基本的事項

条例第2条第3号に規定する事業者(条例第40条第1項に規定する都市計画決定権者を含む。以下同じ。)は、環境影響評価及び事後調査を実施するに当たっては、対象事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに対象事業実施区域及びその周囲の社会的自然的状況(以下「地域特性」という。)を勘案した上、技術指針に従って環境影響評価の項目及び調査等の方法を選定し、環境配慮事項及び環境保全措置を検討するものとする。

(2) 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、原則として別表1に掲げる項目とする。

事業者は、事業特性及び地域特性を勘案した上、別表1に掲げる項目の中から環境影響評価の項目を選定するものとする。

また、事業者は、事業特性及び地域特性を勘案し、別表1に掲げられていない項目への影響が及ぶおそれがあると認められる場合は、必要に応じ当該項目を環境影響評価の項目に追加するものとする。

(3) 環境影響評価の対象とする環境影響要因

対象事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれがある要因(以下「環境影響要因」という。)は、当該対象事業に係る工事の実施、工事が完了した後の土地又は工作物の存在(以下「存在」という。)及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動(以下「供用」という。)とする。

(4) 環境影響評価を実施する時期

環境影響評価を実施する時期は、対象事業の計画がおおむね特定され、かつ、当該計画の変更が可能な時期とする。ただし、環境配慮事項及び環境保全措置については、当該計画の策定過程のできる限り早期の段階から検討するものとする。

(5) 環境影響評価の実施に当たっての配慮事項

事業者は、対象事業の計画の策定に当たっては、さいたま市環境基本条例(平成

13年さいたま市条例第187号)、さいたま市環境基本計画その他の環境への負荷の低減又は回避並びに地域環境及び地球環境の保全への配慮の観点から定められた法令、計画等の内容と当該対象事業の計画の内容との整合を図るものとする。

また、事業者は、条例第4条に定めるところにより、環境影響評価の各段階において、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するとともに、環境の保全についての配慮を適正に行うような措置を講ずるよう努めなければならない。

3 環境影響評価及び事後調査の手順

(1) 環境影響評価調査計画書の作成に係る手順

条例第7条第1項に規定する環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の作成に係る手順は、次のとおりとする。

ア 地域特性の把握

事業者は、環境影響評価の項目及び調査等の方法の選定並びに環境配慮事項の検討を行うために必要な範囲内において、次に示す地域特性の把握のための調査を行うものとする。

(ア) 地域特性の把握のための調査項目

地域特性の把握のための調査項目は、別表2に掲げる社会的状況及び自然的状況に係るものとする。

(イ) 地域特性の把握のための調査方法

地域特性の把握のための調査方法は、入手可能な最新の文献その他の資料（以下「既存資料」という。）の収集による方法とし、必要に応じて現地踏査の実施又は埼玉県、市、周辺市町村、専門家その他の地域特性に関する知見を有する者からの聞き取り調査による方法とする。

(ウ) 地域特性の把握のための調査結果の整理

地域特性の把握のための調査結果の整理は、当該地域の社会的状況及び自然的状況について別表2に掲げる調査項目ごとに整理するものとする。

イ 環境配慮事項の検討及び明確化

事業者は、事業特性及びアにより把握した地域特性を踏まえ、4(1)及び(2)に基づき、環境配慮事項について検討し、当該検討の結果及び経過を明らかにすることができるよう整理するものとする。

ウ 環境影響評価の項目の選定

事業者は、環境影響評価の項目の選定に当たっては、次に示す手順により行うものとし、対象事業の実施により受けるおそれがある環境影響の程度について客観的かつ科学的に検討するものとする。

(ア) 環境影響要因の把握

事業特性を勘案し、別表3に掲げる環境影響要因について、各要因の内容の詳細を検討し、対象事業に係る環境影響要因を把握する。

(イ) 環境への影響の発生過程等の検討

地域特性を勘案し、(ア)により把握した環境影響要因による環境への影響の発生過程を検討するとともに、環境への影響の程度を検討する。

(ウ) 調査等の項目の選定

(ア)及び(イ)を踏まえ、別表3に示す環境影響評価の項目（以下「別表3の項目」という。）に対して、必要に応じ、項目の削除又は追加を行うことにより調査等の項目を選定する。

(イ) 調査等の項目の削除

別表3の項目に関する環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである

場合には項目の削除を行う。

- (イ) 調査等の項目の追加
別表3の項目以外の項目に関する環境影響が相当程度となるおそれがある場合に項目の追加を行う。
- (ロ) 専門家の助言
調査等の項目の削除又は追加は、事業特性及び地域特性を勘案し、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行う。
- (ハ) 選定項目の名称等
環境影響評価の項目として選定した項目（以下「選定項目」という。）に係る具体的な物質名、保全すべき種の名称、場所等を可能な限り明らかにすることができるよう整理する。

エ 調査等の方法の選定

事業者は、調査等の方法を選定するに当たっては、事業特性及び地域特性を勘案し、各選定項目ごとに第2に定める方法を基準として選定するものとする。

オ 調査の方法

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

- (ア) 次に掲げる調査内容等に留意し、必要な調査の方法を選定すること。
 - a 調査内容は、選定項目に係る環境の状況並びに気象、水象その他の自然的状況及び人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する内容とし、選定項目の予測及び評価に必要なものとする。
 - b 調査方法は、既存資料の収集又は現地調査による方法とし、法令等により調査、測定等の方法が定められている場合は、これを踏まえた適切な方法とする。
 - c 調査地域は、調査対象の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により環境の状況が一定程度以上変化する地域又は環境が直接改変を受ける地域及びその周辺とし、調査地域の設定に当たっては、必要に応じ概略の環境影響を検討する。また、調査地点は、調査内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の環境の状況を代表する地点又は環境影響の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点を設定する。
 - d 調査期間及び頻度は、調査内容を適切かつ効果的に把握することができる期間及び頻度とする。季節の変動の状況を把握する必要がある内容の調査については、当該変動の状況を適切に把握することができる期間とする。
- (イ) 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査の方法を選定すること。

カ 予測の方法

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

- (ア) 次に掲げる予測内容等に留意し、必要な予測の方法を選定すること。
 - a 予測内容は、選定項目に係る環境の状況の変化又は環境への負荷の量を把握することとする。
 - b 予測方法は、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により定量的に予測内容を把握することができる方法（定量的に把握することが困難な場合にあっては、定性的に予測内容を把握することができる方法）とする。
 - c 予測の前提となる条件（以下「予測条件」という。）は、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な条件を設定する。
 - d 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）は、事業特性及び地

域特性を勘案し、調査地域のうちから適切に設定する。

予測の対象とする地点（以下「予測地点」という。）を設定する場合は、選定項目の特性に応じ保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域の環境影響を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点その他の保全すべき対象への環境影響を的確に把握することができる地点を設定する。

- e 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）は、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、次に定める内容に従い、選定項目ごとに各環境影響要因による環境影響を的確に把握することができる時期、期間又は時間帯を設定する。ただし、複数の環境影響要因が同時に存在する場合には、単独の環境影響だけでなく、関係するすべての環境影響要因による環境影響を合成して最大となる時期、期間又は時間帯とする。
 - (a) 工事の実施による環境影響の予測対象時期等は、当該環境影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。
 - (b) 存在・供用による環境影響の予測対象時期等は、工事終了後一定期間を経過し、環境影響がほぼ一定になるか、供用に伴う事業活動等が定常的な状態に達した時期又は時間帯、若しくは供用による環境影響を的確に把握することができる時期又は時間帯とする。ただし、当該土地等の存在による環境影響がほぼ一定になり、供用開始から供用に伴う事業活動等が定常的な状態に達する時期若しくは供用による環境影響を的確に把握することができる時期までに長期間を要する場合又は供用による環境影響が経時的に大きく変動する場合においては、必要に応じ中間的な時期又は時間帯に補足的に予測を行う。
- (i) 予測方法の特徴及びその適用範囲、予測条件、予測地域、予測地点及び予測対象時期等の設定根拠、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、その内容及び妥当性を明らかにすることができるよう整理すること。
- (ii) 予測条件が不確定な場合にあっては、複数の予測条件を設定するなどの方法により予測を行うものとし、複数の予測条件と各予測条件に対応する予測結果とを対照することができるように整理すること。
- (I) 当該対象事業以外の要因によりもたらされる将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合又は現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して予測すること。この場合において、将来の環境の状況の推定は、国、埼玉県、市又は周辺市町村が有する情報を収集して推定することとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国、埼玉県、市又は周辺市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにすることができるよう整理すること。
- (f) 新規の予測方法を用いる場合その他環境影響の予測に関する知見が十分蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案し、当該不確実性の内容を明らかにすることができるよう整理すること。

キ 評価の方法

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

- (ア) 予測において、複数の環境影響要因による環境影響を合成した場合は、評価も合成した環境影響に対して行うこと。
- (イ) 調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする方法であること。
- (ロ) 国、埼玉県、市又は周辺市町村によって環境保全の観点からの基準、目標等が示されている場合は、当該基準、目標等を予測の結果が満足しているかどうかを明らかにする方法であること。

ク 選定項目及び選定方法の整理

事業者は、環境影響評価の項目及び調査等の方法の選定を行ったときは、次の事項を明らかにすることができるよう整理するものとする。

- (ア) 選定項目
- (イ) 別表3の項目のうち調査等の項目として選定しなかった項目及びその理由
- (ウ) 選定項目ごとの調査等の方法として選定した方法(以下「選定方法」という。)及びその理由

(2) 環境影響評価準備書の作成に係る手順

条例第14条に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の作成に係る手順は、次のとおりとする。

ア 選定項目及び選定方法並びに環境保全措置並びに対象事業の計画の見直し

事業者は、条例第10条第1項及び第11条第1項に規定する調査計画書に対する意見を勘案し、選定項目及び選定方法並びに環境保全措置について見直しを行うとともに、必要に応じて対象事業の計画の見直しを行うものとする。この場合において、対象事業の計画の見直しは、環境への影響の回避又は低減の観点から行うものとする。

事業者は、調査等の結果及び対象事業の計画の見直しの状況に応じ、適宜、選定項目及び選定方法並びに環境保全措置の見直しを行うものとする。

事業者は、調査計画書の記載事項の内容を変更する必要があると認めるときは、条例第24条第1項の規定に基づき所要の手続等を行うものとする。

イ 調査の実施

事業者は、環境影響評価に係る調査の実施に当たっては、選定項目ごとに適切な調査方法を選定し実施するものとする。

ウ 調査の結果の整理

事業者は、実施した調査の結果を次のように整理するものとする。

- (ア) 既存資料による調査結果についてはその資料名、現地調査による調査結果については調査方法、調査地域、調査地点及び調査日時等により整理する。
- (イ) 貴重な動植物の不正な捕獲、採取等を防止するため、必要に応じ種及び場所を特定することができない方法で整理する。
- (ウ) 既存の長期間の調査結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、既存の調査結果と現地調査の結果とを対照することができるよう整理する。

エ 予測の実施

事業者は、環境影響評価に係る予測の実施に当たっては、調査の結果を踏まえ、選定項目ごとに選定方法により実施するものとする。

オ 評価の実施

事業者は、環境影響評価に係る評価の実施に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえ、選定項目ごとに選定された方法により実施するものとする。

カ 環境保全措置の検討

事業者は、調査等の結果を踏まえ、4(1)及び(3)に基づき環境保全措置について検討するものとする。

事業者は、環境保全措置を講ずることとした場合は、再度予測及び評価を実施するものとする。

キ 総合評価の実施

事業者は、次に定める内容に留意し、すべての選定項目に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを総合的に評価するものとし、その結果を整理するものとする。

- (ア) 選定項目ごとの予測及び評価の結果並びに当該項目に係る環境保全措置が整理されていること。
- (イ) 選定項目に係る環境の状況の変化が他の選定項目に係る環境に対し環境影響要因となるおそれがあると認められる場合は、当該環境影響要因による環境影響の過程及び程度が把握され、並びに環境保全措置が検討され、及び整理されていること。
- (ウ) 選定項目に係る環境保全措置が他の選定項目に係る環境に対し環境影響要因となるおそれがあると認められる場合は、当該環境影響要因による環境影響の過程及び程度が把握され、並びに環境保全措置が検討され、及び整理されていること。

ク 事後調査の計画の策定

事業者は、予測及び評価の結果を検証し、必要に応じ環境保全措置の追加措置（以下「追加措置」という。）を検討するため、次に定める内容に留意し、事後調査の計画を策定するものとする。

- (ア) 事後調査の計画には、次の事項を定めるものとする。
 - a 事後調査の対象とする項目（以下「事後調査項目」という。）並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由（除外する項目及びその理由にあっては、(イ)により除外する選定項目がある場合に限る。）
 - b 事後調査項目ごとの調査内容
 - c 事後調査項目ごとの調査の時期、期間、時間帯及び頻度
 - d 事後調査項目ごとの調査地点
 - e 事後調査項目ごとの調査方法
 - f 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合における対応の方針
 - g 事後調査の実施体制（事後調査の実施者、事後調査書提出までの手順、緊急時の連絡体制等）
- (イ) 事後調査項目は、すべての選定項目とする。ただし、予測の精度が高く、かつ、環境影響が軽微であると認められる選定項目については、事後調査項目から除外することができる。
- (ウ) 事後調査の内容は、次のとおりとする。
 - a 事後調査項目に係る環境の状況又は環境への負荷の状況
 - b 対象事業の実施状況
 - c 環境保全措置の実施状況
- (エ) 事後調査の時期、期間及び時間帯は、原則として予測対象時期等とする。ただし、環境への影響が及びまでに長期間を要する場合、環境影響の程度が経時的に変動することが想定される場合等にあつては、必要に応じ一定期間の継続的監視調査を行う。
- (オ) 事後調査の地点は、予測地点がある場合はこれを基本とし、予測地点がない場合は、予測地域における環境影響を代表する地点、環境影響が最も大きいと認められる地点等環境影響の把握に適切かつ効果的な地点を設定する。
- (カ) 事後調査の方法は、現地調査によることとし、選定方法に準ずるものとする。ただし、調査等の結果により簡略化することが適当であると認められるものについては、当該方法より簡略化された方法を選定することができる。
- (キ) 事後調査の結果に基づく対応方針は、環境影響の原因、追加措置及び継続的監視調査に関して検討し、その方針を定めることとする。

(3) 環境影響評価書の作成に係る手順

条例第21条第1項に規定する環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に係る手順は、次のとおりとする。

ア 選定項目及び選定方法並びに環境保全措置並びに対象事業の計画の見直し

事業者は、条例第17条第1項及び第19条に規定する準備書に対する意見を勘案し、選定項目及び選定方法並びに環境保全措置について見直しを行うものとし、必要に応じ調査等の再実施又は対象事業の計画の見直しを行うものとする。この場合において、対象事業の計画の見直しは、環境への影響の回避又は低減の観点から行うものとする。

事業者は、調査計画書又は準備書の記載事項の内容を変更する必要があると認めるときは、条例第24条第1項の規定に基づき所要の手續等を行うものとする。

(4) 事後調査の実施及び事後調査書の作成に係る手順

条例第35条第1項の規定に基づく事後調査の実施及び事後調査書の作成に係る手順は、次のとおりとする。

ア 事後調査の実施

事業者は、評価書に記載された事後調査の計画に基づき、工事中及び供用開始後の環境の状況等について事後調査を実施するものとする。

イ 事後調査の結果に基づく予測及び評価の結果の検証

事業者は、事後調査の結果に基づき、予測及び評価の結果を検証するものとする。

ウ 追加措置の検討等

事業者は、事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、環境への影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、事後調査の計画に記載された対応の方針に従い追加措置を検討するものとする。

事業者は、追加措置を講ずることとした場合は、当該追加措置による効果及び環境影響について予測及び評価を行うものとし、必要に応じ環境影響の継続的監視調査の計画を策定し、当該計画に従い継続的監視調査を実施するものとする。

4 環境配慮事項及び環境保全措置に関する事項

(1) 環境配慮事項及び環境保全措置の基本的考え方

ア 環境配慮事項及び環境保全措置の検討

事業者は、対象事業に係る環境配慮事項及び環境保全措置の検討に当たっては、当該対象事業の計画の策定過程のできる限り早期の段階から適切に検討し、当該対象事業の構想、計画及び工事並びに対象事業実施後の施設等の供用及び維持管理の各段階において適切に検討するものとする。

イ 回避又は低減措置の優先検討

事業者は、対象事業に係る環境配慮事項及び環境保全措置の検討に当たっては、当該対象事業の実施による環境への影響をできる限り回避し、又は低減させるための措置（以下「回避又は低減措置」という。）を優先して検討するものとし、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

ウ 回避又は低減措置

事業者は、回避又は低減措置の検討に当たっては、複数の回避又は低減措置の

案を比較検討し、検討の状況を整理するものとする。

エ 代償措置

事業者は、代償措置の検討に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けて検討し、かつ、事後調査（継続的監視調査を含む。）による当該代償措置の効果の確認方法を検討するものとする。

(2) 環境影響評価調査計画書作成までの段階における環境配慮事項の検討

ア 公的な計画及び指針との整合

事業者は、対象事業の計画策定に当たっては、埼玉県、市及び隣接市町村の環境基本計画、土地利用計画等の内容と当該対象事業の計画の内容との整合を図り、調査計画書の作成に当たっては、その検討結果を明らかにするものとする。

イ 重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域の回避

事業者は、対象事業の実施により重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域については、対象事業の構想立案の早期の段階において、対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の環境の状況を的確に把握し、当該対象事業の実施を予定している区域の一部又は全部を変更することにより対象事業に伴う重大な環境影響の回避（以下「対象事業の立地回避」という。）を検討するものとする。

事業者は、次に掲げる重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域に該当する地域と対象事業実施区域との位置関係を図示するなどの方法により、対象事業実施区域の選定に係る検討の状況を明らかにすることができるよう整理するものとする。

- (ア) 別表4に掲げる自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域
- (イ) 別表5に掲げる調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項（環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項を除く。）に関する地域

ウ 対象事業の立地回避が困難な場合の困難な理由の明確化

事業者は、対象事業の立地回避が困難な場合は、その理由（当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由及び対象事業の実施区域の変更が困難な理由等）を明らかにするものとする。

エ 対象事業の立地回避以外の回避又は低減措置の検討等

事業者は、対象事業の立地回避が困難な場合は、別表5に掲げる事項に係る対象事業の立地回避以外の回避又は低減措置について検討するものとし、調査計画書作成までの段階においては具体的な検討が困難な事項については、その理由を明らかにするとともに、準備書作成までの段階において具体的な検討を行うものとする。

事業者は、調査計画書作成後の段階においても具体的な検討が困難な別表5に掲げる事項については、その理由を明らかにするものとする。

オ 環境の改善等に係る方針の検討

事業者は、対象事業の実施に伴い環境改善措置を講ずることとする場合は、その方針について検討するものとする。

事業者は、調査計画書の作成に当たっては、地域の環境の状況を明らかにした上で、環境の改善等の必要性、当該環境改善措置事業における改善等の目標、今後の計画検討の方針等を記載するものとする。

(3) 環境影響評価準備書作成までの段階における環境保全措置の検討

ア 回避又は低減措置の検討

事業者は、対象事業の実施に伴って重大な影響が生ずると予測された選定項目に係る環境については、(2)工の検討において準備書作成までの段階において具体的な検討を行うこととされた事項及び別表6に掲げる準備書作成までの段階における環境保全措置検討のための基本事項に係る回避又は低減措置を検討するものとする。

イ 代償措置の検討

事業者は、事業者により実施可能な範囲内で環境影響を回避し、又は低減させることが困難であることが明らかとなった場合には、次の事項に留意して代償措置を検討するものとする。

- (ア) 代償措置を講ずる区域は、対象事業実施区域内又はその近傍とし、創出する環境の内容は対象事業により損なわれる環境の内容と同種のものとする。
- (イ) 代償措置の検討は、必要に応じ専門家等から技術的な助言を受けて行うこと。
- (ロ) 代償措置の効果の確認のため、事後調査を実施すること。
- (ハ) 代償措置の検討は、次の事項を明らかにすることができるよう整理すること。
 - a 環境影響を回避し、又は低減することが困難な理由
 - b 対象事業により損なわれる環境の状況（位置、種類、量等）
 - c 代償措置により創出する環境の目標（位置、種類、量等）
 - d 代償措置の妥当性（損なわれる環境の状況と創出される環境の目標との比較等）
 - e 代償措置に適用する技術の内容と効果（適応する技術に関する既存知見及び類似事例並びに新規の技術の場合は実験結果）
 - f 代償措置による環境影響のおそれの有無及び当該おそれがある場合の環境影響の回避又は低減措置
 - g 事後調査に関する事項

(4) 事後調査の結果に基づく追加措置の検討及び実施

事業者は、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、評価書に記載された事後調査の結果に基づく対応方針に従い、速やかに環境影響の程度が著しくなった原因を究明し、追加措置を検討し、実施するものとする。

※ 改正後のさいたま市環境影響評価技術指針は、当該改正日以後、条例第7条第2項の規定により調査計画書が提出される対象事業について適用するものとする。